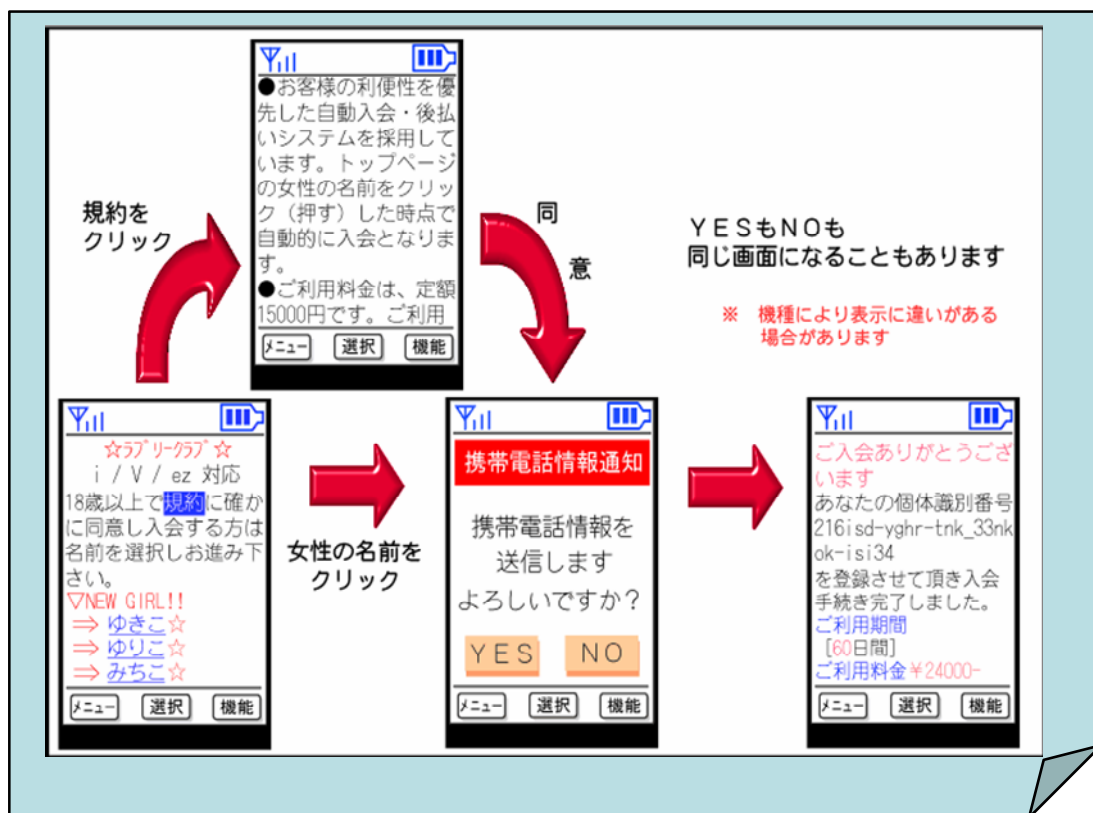


このような画面に注意！

このような画面に心当たりありませんか？

架空請求詐欺被害にあふ第一歩です。



石川県警察本部生活安全企画課



このようなメールに注意！

(株)●●●●

03-※※※※-※※※※

担当の●●と申します。

早速ですが、本題に入らせて頂きます。

現在お客様がご使用の携帯電話端末より、●●●センターを介し以前にお客様がご登録されました『有料情報サイト』『特典付きメルマガ』『懸賞付きサイト』等における無料期間内等退会手続きが完了されてない為、ご登録料金及びご利用料金が発生しており現状で料金が未払いとなった状態のまま長期間の放置が続いております。

当社はサイト運営会社より依頼を受けまして、料金滞納者の個人調査、悪質滞納者の身辺調査などを主に行っております。本通知メール到達より翌営業日(営業時間内)までにご連絡を頂けない場合には、ご利用規約に伴い

①個人調査の開始、②各信用情報機関に対して個人信用情報の登録、③法的書類を準備作成の上、即刻法的手続き(強制執行対象者等)の開始、以上の手続きに入らせて頂きますので予めご了承ください。

※退会手続きの再開、お支払いのご相談等をご希望のお客様は担当●●までお問い合わせ下さい。尚、本通知は最終通告となります。

営業時間 月曜～金曜

午前10時～午後7時迄

休日

土、日、祝祭日



石川県警察本部生活安全企画課

このようなはがきに注意！

民事訴訟最終通達書

平成20年 月18日

この度、ご通知致したのは、貴方の納付されていない消費料金について契約会社、運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされ、訴訟手続きが開始されている事をご通知致します。

このままご連絡なき場合、下に設けられた 訴訟取り下げ 最終期日を経て 特別送達 による出廷命令が送付されます。尚、裁判後の措置として裁判所による執行証書の交付のもと給料差し押さえ、及び動産物、不動産の差し押さえを 裁判所執行官 の立会いのもと 強制的に履行させていただきますのでご了承下さい。

訴訟内容及び、訴訟取り下げ 等のご相談に関しましては、受付時間内にて受け賜っておりますので職員まで お問い合わせ下さい。尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

訴訟番号 平成20年(い)第35 号

※訴訟取り下げ最終期日 平成20年 月28日

〒102-

東京都千代田区

法務局認定法人 民事訴訟 機構

(管理課) 0120-180-

受付時間 9:00~18:30

休日 土・日・祝祭日



石川県警察本部生活安全企画課